

こんにちは！ 歴史資料室の鈴木です。

先週のトリビアでは、館内展示「くらしのかまりー工藤正市が撮った昭和30年頃の青森市」から、飴売りの男性が写る写真をご紹介しました。今週は同じ写真からもうひとつ、今では見られなくなったものについてお話ししたいと思います。



酒井金物店附近で撮影された写真
(撮影：工藤正市 提供：工藤加奈子)

飴売りの男性と子どもたちの後ろには、女性の乗った自転車が写っています。そして、よく見ると自転車のハンドルに付けられたライトの横に、何やら文字と数字が書かれたプレートのようなものが見えます。これは、自転車に取り付けられた「鑑札」だと思われます。

実は、この頃まで自転車には税金が課せられ、納付すると市町村から交付される鑑札を車体につけなければなりませんでした。

「自転車税」は明治時代に始まります。明治6年（1873）に馬車や人力車などを対象とする車税（国税）が創設され、同13年には自転車も課税対象となりました。その後、明治29年に車税（国税）は廃止されて、自転車や荷車、馬車、牛車、人力車等には地方税（道府県税）が課されることになりました。

明治時代、自転車はとても高価で一般の人にはなかなか手の届かないものでした。青森市でも、明治34年8月25日付の『東奥日報』に「当市にても自転車流行し来りて」とありますが、まだ一部の人が娯楽用として乗る程度だったようです。

ところで、明治時代の自転車税はいくらだったのでしょうか。明治40年頃の東京や大阪の例を見ると、1台につき年額3円とされています。現在の物価に換算するのは難しいのですが、同じ頃に食パン1斤が10銭、東京の巡査初任給が12円であったことと比べると、けっこう高額ですね。

その後、昭和 15 年（1940）には自転車税と荷車税は市町村税となりました。

ちなみに、青森市の昭和 26 年の自転車税は年額 200 円。他都市も同じ額が多いようです。当時の食パンが 1 斤 25 円、巡査初任給が 5～6 千円くらいなので、明治時代よりだいぶ安くなっているようです。写真に写る自転車も、この自転車税 200 円を納付し「鑑札」の交付を受けたものと思われます。



自転車の鑑札
（『市政要覧 昭和 32 年版』）

さらに、昭和 29 年には自転車税と荷車税が統合され「自転車荷車税」となりました。しかし、昭和 33 年には自転車荷車税による地方自治体の収入割合が少なく、事務手続等経費が税収を上回ることから自転車荷車税は廃止され、新たに軽自動車税が創設されたのです。

※今回のトリビアは『Q&A 自転車完全マスター3 自転車の歴史と文化』（ベースボールマガジン社 2012 年）、『日本自動車史』（三樹書房 2009 年）、『値段史年表 明治・大正・昭和』（朝日新聞社 1988 年）、総務省ホームページ「自動車税について」等を参考にしました。